［事案 2024-87］入院給付金等支払請求

・令和 7 年 2 月 10 日　裁定終了

＜事案の概要＞

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 5 年 4 月に白内障手術を片目ずつ 2 回（手術①②）受けたため、平成 25 年 7 月に契約した終身保険の医療特約にもとづき、入院給付金および手術給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

(1) 本契約は少し保険料が高いものの、今までの保険は入院給付金が入院 5 日目からしか給付されないが、入院 1 日目から給付されるならば良いと思い加入した。

(2) 手術を受けても、入院しないと手術給付金が支払われないことなどについて、明確に説明を受けていない。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 手術①は、提出書類から入院基本料の算定が確認できないため、入院中に受けた手術とは認められない。

(2) 手術②は、手術の実施を確認できる書類の提出がなく事実関係は不明だが、手術を受けたとされる眼科には入院病床がないことからすると、手術の事実があったとしても入院の事実はなく、入院により実施した手術ではないといえる。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明内容等を確認するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。